

この地域の用水は十和田湖を中心とする奥入瀬川総合開発の一環として、農林省、建設省及び厚生省の三省の協定に基づく奥入瀬川河水系統制計画により計画された発電事業とに一体不可分の関係において河水の統制が行われ又十和田湖岸から国営開墾地に至る間に設置された焼山、立石及び法量の三地点の発電事業と開墾事業間の各種施設の管理については、河水統制計画の覚書に基づき農林省と東北電力株式会社と分担管理をしているが、その中三本木原頭首工から法量発電所放水路までの間の部分の導水路については管理の方法、管理費用の負担等につき今後尚別途に細部の協定を必要とするものである。

次に奥入瀬川河水統制計画と同覚書を掲げれば次の通りである。

内務省発土第69号  
昭和12年10月6日

農林次官 殿

内務次官

### 奥入瀬川河水統制に関する件

標記の件に関し本月5日関係官庁係官の御参集を煩し御協議を重ねたる結果別紙の通り成案を得候に付右に基き事業計画を図ることに致したく右に関し至急何分の御面示相成度候  
追て施行上の具体的方法に付必要なる事項は改めて御協議することに致度申添候

12農第12950号  
昭和12年11月4日

内務次官 殿

農林次官

### 三本木原開墾計画に関する件

予て御打合中の標記の件に付て10月6日内務省発土第69号を以て御来照の趣旨に依り事業の進捗を図ることに可致候条御諒知相成度候也  
追て工作物の所属経費の負担については当省と水力発電業者との間に適当に協定すべきこと勿論の議に候も（木の下平関係文はその後

変更(に依り省略) 本計画に依り関係湖沼河川並其の沿海の漁業に影響を及ぼすことある場合は之を軽減せしむる為適當の施設をなさしめ止むを得ざるものありては之れが救済の道を講ぜしむる様御配慮相成度申進候

内務省発土第69号の内  
昭和12年12月11日

農林次官 殿

内務次官

### 奥入瀬川河水統制計画に関する件

標記に関し10月6日本号を以て申進候処今回御回答の次第も有之左に依り事業計画の進捗を図ることに致度重ねて申進候

1. 水力発電事業は本計画の総合的性質に鑑み馬門発電所以下の各発電計画を統一的に行うものとし其の趣旨に基き国営開墾事業と協調を保ち必要なる地点より着手すること。
2. 本計画のため影響を被ることある時十和田湖岸の施設に対しては必要に応じ適當の措置を講ずることとなし其の措置は事業の施行にあたり定むること。
3. 本計画の為関係湖沼等の漁業に影響を及ぼし之が為に対策を講ずる必要あるときは適當の施設又は救済の途を講ずるものとしその要否程度等は事業の施行に当り定むること。
4. 本計画により施設する工作物の所属経費の負担等は国営開墾事業と水力発電事業との協議調いたる所なるを以てその協議に基き別紙の通り定むること。

以 上

## (一) 奥入瀬川河水統制計画

(昭和12年10月5日)

### 1. 計画の概要

青森県三本木原及び木の下平に於て2,500町歩を開墾し之に伴せ水力発電事業を行うため国立公園十和田湖の風致を損せざる範囲に於て同湖の水を貯水し之れを必要に応じ放流利用す。

### 2. 十和田湖貯水計画

イ 十和田湖岸子の口地内に於て十和田湖調節水門を築造し十和田湖の風致を考慮し同湖岸子の口に於ける農林省管理にかかる量水標の水位0.02尺以上3尺5寸7分までを限度として貯水すること。この貯水量約64,123.000m<sup>3</sup>である。

ロ 十和田湖の水を貯水するにあたりては奥入瀬川の湖致を考慮し同川の風致上必要な左の水量に達するまで貯水したる水を放流すること。

但し奥入瀬川の風致に必要な水量に実施に付更に調査の上風致に支障なきことを認めたるときは之を相当減ずるものとす。

自 1月 1日 至 4月 20日	昼間毎秒 0.278 m <sup>3</sup>	夜間毎秒 0.278 m <sup>3</sup>	
自 4月 21日 至 5月 10日	〃 1.391 m <sup>3</sup>	〃 0.278 m <sup>3</sup>	
自 5月 11日 至 11月 15日	〃 5.565 m <sup>3</sup>	〃 0.278 m <sup>3</sup>	
自 11月 16日 至 11月 30日	〃 5.565 m <sup>3</sup>	〃 0.278 m <sup>3</sup>	
自 12月 1日 至 12月 31日	〃 0.278 m <sup>3</sup>	〃 0.278 m <sup>3</sup>	

ハ 貯水したる水は国営開田地のかんがい及び発電の為必要に応じ放流することを得るも奥入瀬川を利用して放流する水量は同川の風致保全の為毎秒380立方尺以内とす。毎秒380立方尺以上の放流水は国立公園の風致せざるよう十和田湖より馬門附近に至

る隧道を築造しこれにより放流するものとする。

ニ 奥入瀬川に於ける既許可のかんがい用水のため十和田湖に貯水したる水を奥入瀬川又は赤沼発電所より放流しかんがいに支障なからしむること。

其の水量及び放流の時期左の通りである。

自 6月 1日 至 6月10日	毎 秒	7.346 m <sup>3</sup>	
自 6月11日 至 6月20日	〃	8.376 m <sup>3</sup>	
自 6月21日 至 6月30日	〃	9.182 m <sup>3</sup>	
自 7月 1日 至 7月10日	〃	7.680 m <sup>3</sup>	
自 7月11日 至 7月20日	〃	9.294 m <sup>3</sup>	
自 7月21日 至 7月31日	〃	9.767 m <sup>3</sup>	
自 8月 1日 至 8月20日	〃	9.739 m <sup>3</sup>	
自 8月21日 至 8月31日	〃	5.370 m <sup>3</sup>	

ホ 十和田湖調節水門は河川の附属物に認定し之が管理は青森県知事に於て行うこと。但し管理に要する費用は国営三本木開墾事業と水力発電事業との負担とすること。

### 3 かんがい用水計画

イ 三本木原国営開墾に必要なかんがい用水のため十和田湖に貯水したる水を左の如く引用すること。本水量は早年に於ても昼夜の別なく使用するものとする。

A 開墾反別 2,500町歩

B かんがい用水

水量及び引用の時期左の如し

かんがい期は5月20日より8月31日までとし左の通りとす。

自 5月20日 至 5月31日	毎 秒	7.318 m <sup>3</sup>	
自 6月 1日 至 6月10日	〃	9.767 m <sup>3</sup>	
自 6月11日 至 6月20日	〃	11.130 m <sup>3</sup>	
自 6月21日 至 6月30日	〃	10.713 m <sup>3</sup>	
自 7月 1日 至 7月10日	〃	10.184 m <sup>3</sup>	
自 7月11日 至 7月20日	〃	12.383 m <sup>3</sup>	
自 7月21日 至 7月31日	〃	12.995 m <sup>3</sup>	
自 8月 1日 至 8月20日	〃	12.851 m <sup>3</sup>	
自 8月21日 至 8月31日	〃	7.151 m <sup>3</sup>	

非かんがい期9月1日より翌年5月19日までとす。

自9月1日 至5月19日 毎秒0.209 m<sup>3</sup>

奥入瀬川筋大字法量地内に取入口を設け法量発電所の放水を併せ最大約 12,995 m<sup>3</sup>を取水し新たにかんがい用水路を開墾し三本木原開墾地に最大毎秒12.999 m<sup>3</sup>深持団地の開墾地に最大毎秒0.696 m<sup>3</sup>を引用す。

#### 4 水力発電事業

イ 十和田湖に貯水したる水は国営開墾に必要なかんがい用水及び其の他既許可の水利事業に支障を及ぼさざる限度に於て水力発電事業に利用するものとなし水力発電事業は大体左の計画によること。但し計画は実施調査を遂げたる上事業者に於て決定するものとす。

- a 十和田湖より焼山に至る隧道の落差を利用し焼山付近に十和田発電所を設けること。
- b 十和田発電所の放水及び奥入瀬川の水を引用し立石発電所を設けること。
- c 立石発電所の放水及び奥入瀬川の水を引用し法量発電所を設けること。
- d 法量発電所の放水及び奥入瀬川の水を引用し国営開墾事業として施行する水路を利用して赤沼附近に赤沼発電所を設けること。

#### 5 事業の施行

イ 計画に係る事業は国営開墾事業と水力発電事業との双方に於て分担施行するものとす。その分担左の如し

- A 国営開墾事業として施行するもの
  - 1 奥入瀬川筋法量に於けるかんがい用水取水設備
  - 2 法量以下に於けるかんがい用水幹線工事
- B 水力発電事業として施行するもの
  - 1 十和田湖調節水門工事
  - 2 十和田湖より焼山に至る隧道工事
  - 3 発電に関する設備

ロ 本事業の施行方法施行の順序及び時期については事業の効果を挙げるよう国営開墾事業と水力発電事業との間に密接なる協調を保ち両者協議の上決定すること。

ハ 国営事業として施行する法量以下赤沼発電所水路分岐点に至る開墾用水幹線工事は水力発電事業に必要な構造に依ることとなしその設計は両者協議の上決定すること。

#### 6 工作物の所属、経費の負担

イ 工事費   ロ 工作物の所属並管理   ハ 将来の管理維持に要する費用は国営開墾事業と水力発電事業との間に適当に協定すること

## 奥入瀬川河水統制に関する協議覚書

- (1) 奥入瀬川筋法量に於けるかんがい用水取水設備
- 1 工費の概算 73,000円 (但し外に土地買収並に物件補償費を含ましむるを要す)
  - 2 工費の負担者・国 (農林省)
  - 3 工費の負担方法・昭和13年乃至18年度内に支出し(2)項の工事費中に合算す。
  - 4 工作物の所属・国 (農林省)
  - 5 工作物の管理者 (操作運営を含む以下同断) 国 (農林省)
  - 6 将来の管理維持 (操作運営を含む以下同断) に要する費用の負担者振興電力株式会社 (便宜会社と表示す以下同断)
  - 7 事業の施行方法 国 (農林省) の直轄工事とす但し農林省は会社と協定の上其の施行を会社に委託することに付考慮す。
  - 8 施行の順序及時期 昭和15年度に於て工事に着手し且つ同年度内に完了す。
  - 9 設計及許可等の申請手続を行う者 国 (農林省) に於て設計及び工事施行の手続を行う。
- (2) 法量以下赤沼発電所分水箇所迄の開墾用水幹線
- 1 工費の概算 684,000円 (但し外に土地買収並に物件補償費を含ましむるを要す)
  - 2 工費の負担者 (農林省)
  - 3 工費の負担方法 昭和13年度及至昭和18年度左記継続方法により支出す (但し(1)項に対する工費概算 73,000円を含む)

年 度	昭和13年度	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度	計
金 額	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	207,000	757,000

- 4 工作物の所属 国 (農林省)
- 5 工作物の管理者 国 (農林省) 但し農林省は移管の場合は青森県に移管することとし、県より水利組合に管理を委任する如き方法をとることに付考慮す。
- 6 将来の管理維持に要する費用の負担者 会社
- 7 事業の施行方法 国 (農林省) の直轄工事とす。但し農林省は会社と協定の上其の施行を委託することに付考慮す。
- 8 施行の順序及時期 昭和13年度より昭和16年度迄に完了す。但し16年度には深持団地の用水を供給し17年度には赤沼発電所分水点以下用水幹線に全水量を供給す。
- 9 設計及許可等の申請手続を行う者 国 (農林省) に於て設計及工事施行の手続を行う。

- (3) 赤沼発電所、分水箇所より下流の開墾用水幹線工事
  - 1 工費の概算 1,193,000円
  - 2 工費の負担者 国(農林省)
  - 3 工費の負担方法 昭和13年以降18年度迄継続支出す。
  - 4 工作物の所属 国(農林省)
  - 5 将来の管理維持に要する費用の負担者 国(農林省)
  - 6 事業の施行方法 国(農林省)の直轄工事
  - 7 施行の順序及時期 昭和18年完了
  - 8 設計及許可等の申請手続を行う者 国(農林省)に於て設計及工事施行の手続を行う。
  
- (4) 十和田湖調節水門工事
  - 1 工費の概算 100,000円
  - 2 工費の負担者 会社
  - 3 工費の負担方法 昭和13年度支出
  - 4 工作物の所属 会社
  - 5 工作物の管理者 国(但し青森県知事は河川の附属物に認定し知事之を管理す)
  - 6 将来の管理維持に要する費用の負担者 会社
  - 7 事業の施行方法 会社の請負工事
  - 8 施行の順序及時期 昭和13年度完了
  - 9 設計及許可認可の申請手続を行う者 会社に於て行うものとす但し国営開墾の水利に関係ある工事の設計計画工事の実施時期等に付ては其の手続前農林省の承認を受くるものとす。
  
- (5) 十和田湖より馬門に至る隧道工事
  - 1 工費の概算 831,000円
  - 2 工費の負担者 会社
  - 3 工費の負担方法 昭和13年度より15年度迄に支出す。
  - 4 工作物の所属 会社
  - 5 工作物の管理者 会社
  - 6 将来の管理維持に要する費用の負担者 会社
  - 7 事業の順序方法 会社の請負工事とする。
  - 8 施行の順序及時期 昭和16年度に於て深持団地の用水17年度には三本木平の全水量を供給するに支障なからしむ。
  - 9 設計及許可認可等の申請手続を行う者 会社に於て行うものとす但し国営開墾の水利に関係ある工事の設計計画、工事の実施時期等については其の手続前農林省の承認を受くること。



(6) 発電に関する設備

1 工費の概算

2 工費の負担者、負担方法、工作物の管理者

将来の管理維持に要する費用の負担者事業の施行方法施行の順序及时期、設計及許可認可等の申請を行う者、以上会社関係とす。但し施行の順序及时期に付き法量発電所の放水口は昭和16年度に於て深持団地の用水、昭和17年度に於て三本木平の全用水量を供給するに支障なからしむること尚国営開墾の水利に関係ある工事の設計計画、工事の実施時期等に付ては其の手續前農林省の承認を受くこと。

(7) 省 略

(8) 其の他

十和田湖及姉沼、小河原沼の漁業権に関する補償等本協定以外の費用を要する場合に於ては之れに付き両者更に協定する。

## 奥入瀬川河水統制計画に伴う変更協定書

### 協 定 書

奥入瀬川河水統制計画に基き木ノ下平に於ける国営開墾他1,100町歩のかんがい用水補給に関し青森県（以下甲と称す）と東北振興電力株式会社（以下乙と称す）との間に左の事項を協定す。但し乙に対し昭和15年2月9日附青森県知事及秋田県知事連書を以て許可せられたる水利使用の許可条件が変更許可せられることを前提とす。

第1条 乙は昭和15年2月9日附青森県知事及び秋田県知事連書を以て東北振興電力株式会社の下附せられたる水利使用許可に伴う命令書（以下命令書と称す）第15条に定められたる木ノ下平に於ける国営開墾地に対するかんがい用水を供給するに必要な施設を廃し之に代ふるに本協定書第2条及び第3条の業務を履行するものとす。

第2条 乙は命令書14条に定められたる外命令書15に定められたる水量を国営開墾幹線水路に導入し得る様十和田湖の貯留水を調節放流するものとす。

第3条 第1条及び第2条に依る木ノ下平に於ける国営開墾地のかんがい用水引用方法変更に伴ひて生ずべき甲の施行する工事の貸用増加並開墾地の破る損害に対し補償として金900,000円也を乙は昭和16年度内に甲に支払ふものとす。

第4条 乙は命令書第16条に定められたる義務を負担せざるものとす。

第5条 第3条の工事及損害補償は甲の責任に於て之を実施するものとす。

第6条 小川原沼揚水設備廃止に伴ひ奥入瀬川河水統制計画書の変更の際しては甲は乙に対し之が観決の幹旋をなすものとす。

第7条 将来乙は他の会社と合併を為し或いは他に水利使用权を譲渡したるときは合併存続会社又は権利譲受人に於て乙の有する義務を本協定書の定むるところに依り履行せしむるものとす。

第8条 本協定は命令書当該条項が本協定書に準じ変更許可されたる時に於て本協定収交しの日に遡り効力を発生するものとす。

第9条 後日の為本書式通を作成し甲乙各壺通を所持するものとす。

昭和16年11月19日

青森県知事 上 田 誠 一  
東北振興電力株式会社  
社 長 川 越 文 雄

「十和田土木事務所」経 由

青森県指令第3612号  
指 令 河 一 384

仙台市一番町三丁目7番1号  
東 北 電 力 株 式 会 社

昭和43年5月31日付け総用発第76号で申請のあった二級河川相坂川水系相坂川および同支川ならびに十和田湖（十和田、立石、法量発電所）における発電用水利使用（更新）に関する河川法第23条及び第24条の許可（十和田発電所等）については別紙水利使用規則を附して許可する。

昭和48年6月20日

青森県知事 竹 内 俊 吉 印

秋田県知事 小 畑 勇 二 郎 印

# 水 利 用 使 規 則

青森県指令第3612号  
指 令 河 384  
昭和48年6月20日（十和田発電所等）

（目 的）

第1条 この水利は、水力発電のためにするものとする。

（取水口等の位置）

第2条 取水口補給のための取水口および放水口の位置は次のとおりとする。

（1） 十和田発電所に係るもの

取水口 青森県上北郡十和田町大字奥瀬字尻辺山国有林68林班 い小班地内 （十和田湖）

補給のための取水口

青森県上北郡十和田町大字奥瀬字尻辺山国有林77林班は2小班地内（ソスペ川左岸）

同 80林班 い小班地内（小幌内川右岸）

同 85林班 に小班地内（大幌内川右岸）

同 字黄瀬山国有林93林班 に小班地内（黄瀬川右岸）

同 101林班 に小班地内（櫛ヶ瀬川左岸）

同 99林班 は小班地内（二ノ沢川左岸）

同	9 8 林班	ほ小班地内 (鍋倉沢川左岸)
同	9 8 林班	は小林地内 (滝ノ沢川右岸)
同	字 蔦 国有林 1 1 5 林地	る小林地内 (蔦川右岸)
同	1 1 4 林地	い小林地内 (蔦沼川右岸)
同	1 1 4 林地	3 小林地内 (重沼尻左岸)

放水口 青森県上北郡十和田町大字奥瀬字栃久保 1 1 番地の 1 4 地先 (相坂川右岸)

余水吐出口 同 大字法量字蔦国有林 9 6 林班 ほ 1 小班地内 (相坂川左岸)

(2) 立石発電所に係るもの

取水口	青森県上北郡十和田町大字奥瀬字栃久保 1 1 番地の 1 7 地先	(相坂川右岸)
放水口	同 字立石 1 9 2 番地の 1 地先	(相坂川右岸)
余水吐出口	同 1 9 2 番地の 1 地先	(相坂川右岸)
余水吐出口	同 字栃久保 1 7 9 番地地先	(相坂川右岸焼山調整地)

(3) 法量発電所に係るもの

取水口	青森県十和田町大字法量字川端 6 番地の 3 地先	(相坂川左岸)
放水口	同 字前川原 1 1 番地の 2 地先	(相坂川左岸)
同	同 字家の前 5 0 番地の 5 地先	(相坂川左岸三本木原国営かんがい用水分流口)

(放水量等)

第3条 取水量および使用水量は、次のとおりとする。

(1) 十和田発電所に係るもの

最大取水量	十和田湖	2 0	m <sup>3</sup> /s 以内
	ソスペ川	0.8 2	〃
	小幌内川	0.6 2	〃
	大幌内川	3.4 1	〃
	黄瀬川	3.3 6	〃
	櫛ヶ瀬川	0.7 1	〃
	二ノ沢川	0.3 9	〃

	鍋倉沢川	0.37	〃
	滝ノ沢川	0.48	〃
	蔦川	3.31	〃
	蔦沼川	0.30	〃
	重沼尻川	0.31	〃
最大使用水量	20 m <sup>3</sup> /s 以内		
常時使用水量	10 〃		

尖頭負荷時に於ては、十和田及び焼山迄調整地の利用により、第4条第1項第5号に基づく範囲内において発電所負荷の状  
態に応じ、相当量を増加して使用することができる。

(2) 立石発電所に係るもの

最大取水量	22.50	m <sup>3</sup> /s
最大使用量	22.50	〃
常時使用水量	11.80	〃

(3) 法量発電所に係るもの

最大取水量	23.00	m <sup>3</sup> /s
最大使用水量	23.00	〃
常時使用水量	12.00	〃

2 理論水力は、次のとおりとする

(1) 十和田発電所に係るもの	最大理論水力	35,535	KW
	常時理論水力	18,865	KW

(2) 立石発電所に係るもの	最大理論水力	12,436	KW
	常時理論水力	6,615	KW

(3) 法量発電所に係るもの	最大理論水力	7,844	KW
	常時理論水力	4,081	KW

(取水および流水の貯留の条件等)

第4条 取水および十和田湖における流水の貯留は、次の条件に適合するものでなければならない。

(1) 利用水深は、標高400mから標高398.333mまでの1.677mとし毎年水位を最低にさせる時期は2月15日から3月20日までの間とする。

(2) 毎年6月1日までに標高399.950mの水位に回復することとし、以後の最低水位は次の基準とする。但し発電のためにこの基準水位を低下させることはできない。

6月1日	399.950	m
7月1日	399.860	m
8月1日	399.610	m
9月1日	399.320	m
10月1日	399.580	m
11月1日	399.670	m

(3) 奥入瀬溪流の風致を維持するために子の口制水門からの放流時限および放流量は次のとおりとする。

(1) 放流時限

- (イ) 4月21日から6月9日まで午前5時から午後5時まで
- (ロ) 6月10日から7月9日まで午前5時から午後6時まで
- (ハ) 7月10日から8月31日まで午前4時30分から午後6時まで
- (ニ) 9月1日から9月30日まで午前5時から午後5時30分まで
- (ホ) 10月1日から10月31日まで午前5時30分から午後4時まで
- (ヘ) 11月1日から11月10日まで午前6時から午後4時まで

(2) 放流量

- (イ) 4月21日から4月30日まで 1.39 m<sup>3</sup>/s
- (ロ) 5月1日から11月5日まで 5.56 "
- (ハ) 11月6日から11月10日まで 1.39 "

(4) 次の水利使用に支障を生じないために必要な流量の流水を放流すること。

(1) 立石発電所取水口下流かんがい用水放流量

5月中旬	0.45	m <sup>3</sup> /s
5月下旬	0.87	
6月上旬	0.87	
6月中旬	0.87	
6月下旬	0.90	
7月上旬	0.90	

7月中旬	1.00
7月下旬	0.88
8月上旬	0.89
8月中旬	0.92
8月下旬	0.86
9月上旬	0.52
9月中旬から5月上旬まで	0.20 m <sup>3</sup> /s 以内

(2) 法量発電所取水口下流かんがい用水放流量

5月上旬	1.94	m <sup>3</sup> /s 以内
5月中旬	4.35	m <sup>3</sup> /s 以内
5月下旬	5.37	〃
6月上旬	5.37	〃
6月中旬	4.99	〃
6月下旬	4.85	〃
7月上旬	4.85	〃
7月中旬	4.87	〃
7月下旬	4.73	〃
8月上旬	4.77	〃
8月中旬	4.35	〃
8月下旬	4.64	〃
9月上旬	3.89	〃
9月中旬	2.54	〃
9月下旬から4月下旬まで	0.278	m <sup>3</sup> /s

(3) 法量発電所放水口下流かんがい用水放流量

5月中旬	6.50	m <sup>3</sup> /s
5月下旬	9.40	〃
6月上旬	6.50	〃
6月中旬	5.10	〃
6月下旬	5.10	〃
7月上旬	5.10	〃
7月中旬	5.10	〃
7月下旬	5.10	〃
8月上旬	5.10	〃

8月中旬	5.10	〃
8月下旬	5.10	〃
9月1日から9月15日まで	4.60	m <sup>3</sup> /s
9月16日から5月上旬まで	0.417	〃

(4) 三本木原ならびに木ノ下平における国営開墾地用水放流量

5月上旬	5.50	m <sup>3</sup> /s 以内
5月中旬	11.00	m <sup>3</sup> /s 以内
5月下旬	13.50	〃
6月上旬	13.50	〃
6月中旬	13.00	〃
7月上旬	13.00	〃
7月中旬	13.00	〃
7月下旬	13.00	〃
8月上旬	13.00	〃
8月中旬	13.00	〃
8月下旬	11.00	〃
9月1日から9月15日まで	7.50	m <sup>3</sup> /s 以内
9月16日から4月下旬まで	0.209	〃

(5) 十和田湖面の低下により各種施設に損害又は支障をおよぼさないようにしなければならない。

(6) 十和田発電所が行う使用水量の調整による1日間の流量の変動は焼山逆調整池の使用に係る権限の発生前にその権限が生じた他の水利使用および漁業に支障を生じないように逆調整しなければならない。

2 河川管理者は必要があると認めるときはこの水利使用を行なう者（以下「水利使用者」という。）に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

(十和田湖調節水門の位置等)

第5条 十和田湖調整水門の位置、目的、管理並びに費用は次のとおりとする。

- (1) 位置 青森県上北郡十和田町大字奥瀬字尻辺山国有林（子ノロ）地内
  - (2) 目的 十和田発電所以下相坂川筋における東北電力株式会社の発電のためおよび三本木原並びに木の下の下平における国営開墾地に必要なかんがい用水貯溜のために使用するものとする。
  - (3) 管理 十和田湖調節水門は許可をうけたものが、青森県知事に代わって管理するものとする。
  - (4) 費用 十和田湖水調節水門の管理に要する費用は、許可を受けた者の負担とする。
- 以下 略